

# 雲南市

## 企業立地優遇制度のご紹介 平成30年4月より大幅拡充！

### 1 企業立地助成金

投資で増加した固定資産税相当額を助成

3年間～**最大5年間**

### 2 雇用促進助成金

増加常用雇用者数の人数に応じて助成

※但し、市内在住者に限る

●1～4名→**40万円/人** ●5名～→**70万円/人**

最大限度額 **5千万円**

### 3 用地取得助成金

用地取得費の一部を助成

**10%～最大40%** 最大限度額 **5千万円**

## 1. 島根県と雲南市の優遇制度を合わせて活用

【中小企業：製造業の場合】

- ①県の投資助成金 投下資本総額の**最大30%**（限度額7億円）【県】
- ②企業立地助成金 増加した固定資産税相当額を助成**最大5年間**【市】
- ③雇用促進助成金 新規常用正規従業員**最大200万/人**【県+市】
- ④用地取得助成金 用地取得費の**40%**（上限5千万円）【市】

※助成制度には一定の要件があります。

## 2. 【例】神原企業団地で試算

(1) 仮定：分譲地 10,000 m<sup>2</sup>を1億4,000 万円で取得 建物 2.6 億円 償却資産1億円 新規雇用 15 人

(2) 助成金の計算例

- ①県の投資助成金 5 億円 × (最大) 30% = 1 億 5,000 万円
- ②企業立地助成金 固定資産税相当額 (5 年間) = 約 2,200 万円
- ③雇用促進助成金 170 万円 × 4 人 + 200 万円 × 11 人 = 2,880 万円
- ④用地取得助成金 1 億 4,000 万円 × (最大) 40% = 5,600 万円 → 5,000 万円(上限)

土地代は実質 **9,000円/m<sup>2</sup>**

(3) 助成金総額 = 2 億 5,080 万円 ← 投資総額5億円の約 **50%**を助成

## 認定要件…新設・増設に係る投資

業種	区分	認定要件		備考	
		増加固定資本額	増加雇用者数		
製造業	新設	1億円以上	10人以上		
		増設	5千万円以上		5人以上
	中小企業				
		増設			
ソフト産業(IT含) 宿泊業	新設	(1千万円以上) ※1	5人以上	※1:増加固定資本額が1千万円に満たなくても増加雇用者数を達成していれば雇用助成は支給	
	増設		2人以上		

- 1) 中小企業…資本金3億円以下または常用従業員300人以下の企業(みなし大企業を除く)
- 2) 新設…①市内に事業所を有しない企業が新たに市内に事業所を設置する場合  
②市内企業が企業団地など別の場所に新たに土地を取得して建物を新増築する場合
- 3) 増設…市内企業が建物を新増築する場合(上記②の場合を除く)、償却資産の増のみの場合
- 4) ソフト産業…ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセンター業、物流業、デジタルコンテンツ業、インターネットサービス業など
- 5) 宿泊業…旅館業法第2条に規定するホテル営業または旅館営業の用に新たに供した建物(新築または増改築)であるもの

## 助成内容

業種	製造業・ソフト産業(IT含)・宿泊業			
	区分	要件等	助成内容	限度額
企業立地助成金	投資で増加した固定資産税相当額を3年間助成 ※但し、投下固定資本総額3億円以上は5年間			-
雇用促進助成金	増加常用雇用数が認定要件の人数を超えた場合、市内在住者に限り	1~4名	40万円/人	5千万円
		5名~	70万円/人	
用地取得助成金	基本助成割合	10%	10%~ 最大40%	5千万円
	市内既存企業加算	+5%		
	投資額加算(3億円以上)	+5%		
	面積加算(1ha以上)	+5%		
	本社機能移転拡充加算	+5%		
	産業の高度化加算	+5%		
	地域貢献加算	最大5%		

- 1) 本社機能移転拡充加算…市外からの本社機能移転または市内企業の本社機能強化拡充に取組む企業
- 2) 産業の高度化加算…労働生産性、研究開発施設、技術者数など
- 3) 地域貢献加算…県内企業との取引額、大規模雇用、産業集積に貢献する業種など